

令和4年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 令和4年度小樽市一般会計補正予算

議案2 令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

議案3 令和4年度小樽市病院事業会計補正予算

議案4 令和4年度小樽市水道事業会計補正予算

議案5 令和4年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案6 小樽市個人情報保護法施行条例案

個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年5月19日公布、令和5年4月1日施行等）により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法を施行するために必要な事項などを定めるもの
《主な制定内容》

- ① 情報公開条例との整合性を図るための開示・不開示情報を規定
- ② 開示手数料は、現行どおり無料（コピー代相当の実費を徴収）
- ③ 改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定めるもののほか、開示請求書等の記載事項として、実施機関（議会以外）が定める事項を追加する旨を規定
- ④ 開示決定期限は、現行どおり14日以内（個人情報保護法は、30日以内）
- ⑤ 情報公開・個人情報保護審査会の諮問事項として、この条例の改正について規定
- ⑥ 現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、罰則の経過措置を規定

施行期日 令和5年4月1日

議案7 小樽市死者情報の開示等に関する条例案

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護制度の対象外となる死者の個人に関する情報の開示等について必要な事項を定めるもの

《主な制定内容》

- ① 死者の相続人等で、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、当該死者情報について開示請求を認めるものは、当該死者情報の開示請求をすることができる旨を規定するとともに、その手続及び開示の実施並びに審査請求については、個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例を準用する旨を規定
- ② 開示請求を認めた者に係る死者情報に準ずる情報について、開示請求をすることができる死者情報とみなす旨を規定（この条例の施行前において、開示請求を認めた者に係る死者情報に準ずる情報も同様）

施行期日 令和5年4月1日

議案8 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用され、個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定について、現行の個人情報保護条例の引用を個人情報保護法の引用に変更するとともに、調査審議事項を整理
- ② 個人情報保護法施行条例、議会個人情報保護条例及び死者情報の開示等に関する条例に基づく諮問事項を追加
- ③ 所要の改正（用語の定義に係る引用法令の変更等）

施行期日 令和5年4月1日

議案9 小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、不開示情報として行政機関等匿名加工情報（行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報）等を追加するもの

施行期日 令和5年4月1日

議案10 小樽市自治基本条例検討委員会条例案

自治基本条例の見直しについての検討を行う目的で、附属機関として、自治基本条例検討委員会を新たに設置するもの

《主な制定内容》

- ① 市長の諮問に応じ、条例の見直しの検討に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、市長に答申することを規定
- ② 委員は、15人以内の委員で組織し、学識経験者等のうちから市長が委嘱
- ③ 委員の任期は、市長が委嘱した日から答申を行う日まで

施行期日 公布の日

議案11 小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に係る基本的な事項を定めるもの

《主な制定内容》

① オンラインによる申請等及び処分通知等

他の条例等の規定により書面等で行うこととされている申請等及び処分通知等について、当該規定にかかわらず、オンラインによる申請等（使用料（利用料金を含む。）又は手数料の納付を含む。）及び処分通知等（処分通知等を受ける者が同意する場合に限る。）を行うことができるようにする。

② 電磁的記録による縦覧等及び作成等

他の条例等の規定により書面等で行うこととされている縦覧等及び書面等で作成し、又は保存することとされているもの（登録簿、台帳、調書等）について、当該規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができるようにする。

③ 補則的事項

ア 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合などは、①及び②の規定は、適用しない。

イ マイナンバーカードを利用した情報連携によって必要な情報が確認できる場合などは、申請等に必要な書類の添付を省略できる。

ウ 本市において、オンライン等による手続が可能となったものや、オンライン化の推進状況について、インターネット等により公表する。

施行期日 令和5年1月1日

議案12 小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

地方公務員法の一部改正（令和3年6月11日公布、令和5年4月1日施行）に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 職員の定年の段階的な引上げ

対象職員	定年年齢
令和5年度60歳到達職員(S38.4.2～S39.4.1生)	61歳
令和6年度60歳到達職員(S39.4.2～S40.4.1生)	62歳
令和7年度60歳到達職員(S40.4.2～S41.4.1生)	63歳
令和8年度60歳到達職員(S41.4.2～S42.4.1生)	64歳
令和9年度以降60歳到達職員(S42.4.2以降生)	65歳

※ 現行どおり、医師及び歯科医師は65歳、保健所長は68歳が定年

② 役職定年制の導入

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入し、60歳に達する年度の翌年度から、医師及び歯科医師を除く管理監督職（部長職、次長職及び課長職）は、係長職へ降任（係長職は係長職のまま）とする。

③ 暫定措置を講じた再任用制度の廃止

再任用制度は廃止となるが、定年が65歳になる年度の末日（令和14年3月31日）までの間において、暫定再任用制度を設ける。

④ 情報の提供及び勤務の意思の確認の実施

60歳に達する年度の前年度に、60歳以降における任用や給与に関する情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることとする。

⑤ 所要の改正（文言整理及び引用条項の修正）

《改正条例》

① 小樽市職員の定年等に関する条例

② 小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

③ 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

④ 小樽市職員の育児休業等に関する条例

⑤ 公益的法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例

⑥ 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

《廃止条例》

○ 小樽市職員の再任用に関する条例

施行期日 令和5年4月1日（所要の改正については、公布の日）

議案13 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当について、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするもの

（現行）

基準日6/1・12/1
100分の215

独自削減後の支給割合 (基準日6/1・12/1)
100分の205



（改正後）

基準日6/1・12/1
100分の220

独自削減後の支給割合 (基準日6/1・12/1)
100分の205

※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記

※ 特別職の期末手当は、職員の勤勉手当相当分を含む。

施行期日 令和5年4月1日

議案14 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正のほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 職員の給与改定（施行期日 公布の日（令和5年度実施分については、令和5年4月1日））
- ア 職員の給料表関係（令和4年度実施分、令和4年4月1日から適用）
《人事院勧告に準ずる給料表の改定（若年層の改定。平均改定率0.3%）》
令和4年度分の差額及び諸手当の増額分を追加支給
- イ 勤勉手当関係（令和4年度及び令和5年度実施分）

（現 行）

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の95 (100分の45)	100分の95 (100分の45)

（改正後）

令和4年度		令和5年度 (基準日6/1・12/1)
基準日 6/1	基準日 12/1	
100分の95 (100分の45)	100分の105 (100分の50)	100分の100

- ※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記。()内は、再任用職員の支給割合
※ 令和5年度以降の暫定再任用職員にあっては、100分の47.5

- ② 定年の引上げ等に伴う改正（施行期日 令和5年4月1日）
定年を引き上げることに伴い、60歳に達した職員の給料月額を7割水準にするるとともに、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う規定の整備を行う。
- ③ 所要の改正（文言整理）（施行期日 公布の日）

議案15 小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正を行うとともに、会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 定年の引上げ等に伴う改正（施行期日 令和5年4月1日）
定年を引き上げることに伴い、60歳に達した職員の退職手当の特例を設けるとともに、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う規定の整備を行う。
- ② 会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件の緩和（施行期日 公布の日）
会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされていることについて、勤務日数と要勤務日数に差がない状況もあることから、国家公務員に準じて、勤務日数に係る要件を緩和する（1月間の日数が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じる。）
※ 1月間の日数が19日の場合の計算例
 $18日 - (20日 - 19日) = 17日$ （職員について定められている勤務時間以上勤務した日が17日以上あれば、その月の勤務日数に係る要件を満たす。）
- ③ 所要の改正（雇用保険法の一部改正（令和4年3月31日公布、同年7月1日施行等）に合わせた失業者の退職手当に係る規定の改正、文言整理、引用条項の修正等）（施行期日 公布の日）

《改正条例》

- ① 小樽市職員退職手当支給条例
② 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
③ 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
④ 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年小樽市条例第43号。附則で改正）

議案16 小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正（令和2年12月10日施行）に伴い、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げる（10歳→7歳）とともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

施行期日 令和5年4月1日

議案17 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるもの

(現 行)

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の215	100分の215

(改正後)

令和4年度		令和5年度 (基準日6/1・ 12/1)
基準日 6/1	基準日 12/1	
100分の215	100分の225	100分の220

※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記

※ 病院事業管理者の期末手当は、職員の勤勉手当相当分を含む。

施行期日 公布の日（令和5年度実施分については、令和5年4月1日）

議案18 工事請負変更契約について

(仮称) 第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 1億6,060万円
変更後 1億6,924万6,000円
- ② 契約の相手方
小樽市有幌町2番16号
西條・近藤共同企業体

議案19 訴えの提起について

- ① 訴えの内容
平成31年（行ウ）第3号損害賠償請求事件（高島観光船訴訟）に係る国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償金（6,553万1,865円）の支払の請求
- ② 訴えの相手方
前市長 森井秀明氏
- ③ 訴訟遂行の方針
裁判の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

議案20 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場の指定管理者として、引き続き小樽駅前ビル株式会社を指定するもの

指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 公募

議案21 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市総合体育館の指定管理者として、引き続きシンコースポーツ北海道株式会社（現在：小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアム）を指定するもの

指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 252,000千円（4年）

議案22 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市観光物産プラザの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽観光協会を指定するもの

指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 8,600千円（1年）

議案23 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指定するもの

指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 188,893千円（1年）

（ 報 告 ）

・ 専決処分報告

令和元年9月26日に公売公告し、同年11月1日に売却決定した土地のインターネット公売において、公売公告の際に誤って当該土地の隣地の写真を掲載したことにより、当該隣地を公売されている土地と誤認し、不要な土地を買い受けたことに係る損害賠償について、令和4年11月14日に専決処分したもの

賠償額 37万8,200円（公売時購入費等）

当該土地 小樽市奥沢3丁目3番27外1筆

・ 専決処分報告

令和4年3月3日に発生した消防本部の救急車のドアを閉めた際に右手を挟んだ負傷事故に係る損害賠償について、同年11月25日に専決処分したもの

賠償額 40万6,430円（治療費等）

発生場所 小樽市桜3丁目14番16号付近 市道四ツ葉学園裏通分線上

- ・ **専決処分報告**

令和4年7月19日に発生した高島小学校の草刈作業中における小石の飛散による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月25日に専決処分したもの

賠償額 74万5,927円（車両修理費等）

発生場所 小樽市高島5丁目6番1号 高島小学校敷地内

- ・ **専決処分報告**

令和4年9月6日に確認した市営祝津住宅における汚水の逆流による家財等の損傷事故に係る損害賠償について、同年11月25日に専決処分したもの

賠償額 18万520円（家財等弁償費）

発生場所 小樽市祝津1丁目2番 市営祝津住宅4号棟内

- ・ **専決処分報告**

令和4年9月14日に発生した保健所の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年11月25日に専決処分したもの

賠償額 16万2,114円（車両修理費等）

発生場所 小樽市花園4丁目1番4号付近 国道5号上

（追加予定議案）

- ・ **小樽市公平委員会委員の選任について**

山 岸 康 治 氏 令和4年12月31日任期満了

- ・ **人権擁護委員候補者の推薦について**

泉 幸 子 氏 令和5年3月31日任期満了

平 井 秀 昭 氏 令和5年3月31日任期満了

中 町 悌四郎 氏 令和5年3月31日任期満了（令和4年6月10日逝去）

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。